

社団法人 東京都社会保険労務士会

中央支部会報

発行所 (社)東京都社会保険労務士会中央支部 発行人 小山 昇
東京都中央区日本橋室町1-14 TEL (241) 1558 編集人 三木五郎

新年のごあいさつ

中央労働基準監督署長

永田 秀太郎

明けましておめでとうございます。
新春を迎え、皆様方のご繁栄を心からおよこび申し上げます。

昨年は貴支部会員の皆様に大変お世話になりました。有難うございました。労働基準行政とくに労働保険の年更事務、事務組合などの面でご協力を頂きまして業務を順調に進めましたことを厚くお礼申し上げます。

本年におけるわが国の経済は、総需要の抑制政策がとられて参り、大変きびしい事態に立ち至るであらうと思われます。

さて、新しい年における労働基準行政の課題は、労働安全衛生法の一層の定着をはかるため安全衛生管理体制の整備を図り、もって企業の自主的安全衛生活動を促進させて参りたいと存じます。労働衛生の施策についても職業病の面で適切な対策を進めてまいりたいと存じます。つぎに、一般労働条件の確保については、週休2日制、労働時間対策の推進などを中心としてその改善を図りたいと思います。また、労災保険については、通勤災害保護制度を含めた労災保険の適正な運用に努めて参ります。なお、財産形成制度、最低賃金などの福祉行政についても推進してまいります。

終りに支部会員皆様の益々のご発展とご多幸をお祈り申し上げ年頭のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ

飯田橋公共職業安定所長

増田 精一

明けましておめでとうございます。

年頭に際し平素のご協力に対し深く感謝申し上げますとともに、皆様のご健勝と事業のご発展を心からお祈り申し上げます。

物価の異常な高騰と、石油危機の不安のなかに明けた新年ですが、電力の消費規制、一段と厳しい金融の引締め等大変むづかしい条件の多いときだけにこれからの労働経済にも当然、さまざまな影響がでてくることが予測されます。根本的に労働力不足基調に大きな変化は起らないと思いますが、定年制延長問題、高齢者の雇用問題、身心障害者、パートタイマーの雇用促進には、従来以上の行政努力を積重ねてまいらなければならないと考えております。

ご承知のように、昨年の暮には失業保険制度研究会から政府に対し、失業保険制度の抜本的改正についての答申が行われましたが、新しい制度が将来の雇用対策の立派な支柱となり、職業安定行政の中心的制度となるよう、法改正の作業が精力的に行われております。

職業安定所は好況のときも、不況のときも大切な果すべき役割りをもっております。使命の重要性を一層自覚しながら、課題の多い今年に取り組んでまいりますので、かわらぬご協力をお寄せいただきたいと存じます。

“波瀾の年を迎えて”

東京都中央労政事務所長

鈴木 正 五

年頭に当り、平素からの労政行政に対する厚いご支援に対し、心から御礼を申し上げるとともに、本年もより一層のご協力をお願い申し上げます。

日本経済は、石油問題に端を発し、波瀾のなかにあけられました。そして中小企業は原料の不足のしわ寄せをまろにうけると、もに、労働者は物価高のなかに、生活の危機を身近かく感じさせる昨今であります。

このような情勢のなかで、本年最も危惧されるこ

とは、インフレーションの進攻と、経済的、社会的弱者である、中小零細企業者と、労働者へのしわ寄せかと思えます。政府は昨年末、金融のひきしめと、財政の縮少方針を発表いたしましたし、労働界は春闘にむかい活発な動きが見られます。そして雇用の減少、企業の縮少、倒産も予測され、労使間のトラブルは、近年になく激増するものと考えられます。

労政事務所は、このときにあたり、労使の相談・指導等万全の対策を樹てるとともに、国際的にたちおくれた労働者福祉の増進をはかる所存であります。

貴協会におかれましても、これらの情勢を十分に認識せられ、中小企業及びこれらに働く人々のため、ご尽力あらんことを切望し、あわせて貴会員諸兄弟のご発展を祈り年頭のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ

支部長 小 山 昇

新年あけましておめでとうございます。

新しい年を迎えて、支部会員各位のご清福とご繁栄を心からお慶び申し上げます。

さて、最近世間では、深刻化する石油危機の影響による物不足が、過去にない異常なインフレを引越し、生活必需品の入手さえ容易ならない時代となりました。つまり、「消費は美德」から「節約は美德」時代へと転換せざるをえない状況下であります。

そこで、すでに一部の大企業では、本年、石油不足を主因とするエネルギー、原材料等の供給力の落ち込みを予見し、生産減による不況の年と予測をたてています。

これは、現象の一端として、労働市場に重大な問題を投げかけたものです。すなわち、新規卒卒者採用の縮少（取消し）、人員整理、レイオフ（一時帰休制）等、方法、手段は異なりますが、経営上何らかの対応策を考慮し、その確立に努力されている様子が報道されています。

一方、労働側では、インフレをこえる大巾賃上げを基軸に、労働基本権、労働時間、（時短、週休二日制）、社会保障、物価、減税、公害等の諸問題改善についての要求を春闘課題として掲げております。

したがって、この様な状態を含蓄し、考慮しますと、私達の一般的顧問先である中小企業に、フリカカル「経営上の諸事情の変化」とくに、「円満な労使関係」の確立等、重要問題が山積する年と思われます。

そこで、前述の問題解決について考えますと、それには当然、高度な専門的理論と実践が強く要請されることと考えられます。

すなわち、社労士法施行五周年に至る間、つねに「資質の向上」を第一のスローガンとして勉強してきたことが、本年、体験的に問われる極めて厳しい年と考えられます。

本年も大いに研鑽努力して邁進しようではありませんか。

年頭にあたり、厳しい社会に対処すべき心構えの一端を述べさせていただきます、ごあいさつと致します。

終りに、支部活動には、旧年に倍してのご理解あるご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

支 部 活 動

48.					
5.11	幹事会	9.4	幹事会		
5.14～16	労働保険無料相談コーナー	9.18	月例会 監督署長歓迎会		
5.18	月例会	10.3	幹事会		
6.14	幹事会	11.2	"		
6.15～16	懇親旅行	11.19	野球大会		
6.25	会報第6号発行	11.30	会報第7号発行		
7.6	幹事会	12.3～4	五周年記念労務管理無料相談		
7.17	"	12.7	忘年会兼月例会		

就業規則の作成とその勘どころ(完 結)

柏 木 高 美

12. 就業規則は有名無実

印刷と宣伝企画を総合的に経営するN社のT社長から電話で“就業規則を整備したいので指導して欲しい”という依頼がありました。T社長と日程を打ち合わせて社長のお宅を訪問したのはそれから5日ほど経った11月20日でした。

N社は、印刷部門は別法人で経営し、本社とは別の場所に事業場があるとのことでした。

N社は、息子の専務と女婿を含めて26名の従業員が美術印刷と宣伝企画および商業デザインなどの仕事をしているという。T社長は、会社の概況について説明した後、問題の核心にふれてぼつぼつ次のように話しはじめました。

“わが社は、就業規則はありますが、かなり前に作ったものですから実情に合っていません。こんな状態で20年あまり経営して来ましたが、今までは別に問題はありませんでした”と、あたかも時の流れと時代の変化を追憶しながら感無量といった表情でした。

“ところが、このたび勤続1年あまりになる大学出の女子従業員が結婚するに当たってヨーロッパへの新婚旅行の日数を含めて20日間の年次有給休暇を請求してきました。それまでは年次有給休暇を請求した者は1人もいませんでした。結局は結婚休暇の7日と年次有給休暇6日を合わせて13日間の休暇を与えることでケリはつきましたが、後遺症が残り、従業員の間でなんとなく余蘊がくすぶっているため、就業規則の内容を再検討して整備したいと思います”と言うことでした。

13. 擬制的親子関係に問題

T社長の説明によって筆者はN社の労務部門には次のふたつの要因によるきわめて初歩的なしかも重要な問題が内在しているものと判断しました。

- ① 経営者の労働契約に対する認識の欠如
- ② 恣意的労働条件に対する従業員の不満

この要因設定は、あるいはやや過大かも知れませんが、実は労使問題に関する中小企業経営者の認識の程度は割合に低く、T社長のような考え方で事業を営んでいる経営者は決して少なくありません。

まず、「経営者の労働契約に対する認識の欠如」

でありますが、筆者は、T社長と正味3時間の長い時間をかけてN社の「労働基準」や「労働条件」などについての実情を聴きました。そしてT社長の質問に対しては具体例をあげて答えました。

N社の経営の概要なポストはすべて社長親子と女婿と社長の竹馬の友が占めているといった典型的同族会社という実態も手伝って従業員との関係を親子関係に擬制して来たため労働契約的考え方はきわめて薄かったと言えます。したがって一般従業員に対しては、むしろ家族的扱いをしていることに対して誤れる誇りさえ抱いていた事実をまのあたりに見て改めて世間の広さを感じました。

N社は、従来、従業員数が少なくその大半が子飼いの者であったため、労働時間管理はなされず、欠勤しても遅刻、早退してもあまり文句も言わないかわりに時間外労働をしても1時間当たり定額で200円を支払ってお茶をにごして来たわけです。専務である息子さんは機会ある都度T社長の反省を促して来たようです。しかし社長はあらかじめ就業規則などに労働条件を細まかに規定することを一寸延しにのばして来たということです。

14. 恣意的労働条件に不満爆発

今回の問題の発端となった女子従業員は勤続1年5ヵ月だったというのが、会社に対してヨーロッパに密月旅行するため結婚休暇のほかに年次有給休暇を20日間請求した。これを聞いたT社長は、これまで20数年の間、だれひとり年次有給休暇を請求したことがなかっただけに「怒り心頭に発し」「勝手な事を言うな」と叱りとばしてしまったということです。実はT社長は時代の要請に応じて一昨年の春から月1回の週休2日制を導入し、昨年からは交替制ではあるが月2回に増やした。その際全社員に対して年間12日増やす休日は年次有給休暇を引き当てる旨説明してあるにもかかわらず年休を請求するとはけしからんと言って“現在実施中の週休2日制は即時廃止する”と爆弾的宣言をしたという。

この感情的宣言は他の従業員を刺激し一時は怪し気な雲行きになったという。このへんにT社長の前近代的労使関係の思考があり、恣意的労働条件に対する従業員の不満が爆発したものであります。

(前回の記述内容と接続しませんが、今回をもって本稿を結ぶことにします。ご愛読を謝し欄筆します。)

トロフィーと副賞を抱いて

石 原 健 三

社労士法制定 5 周年記念行事として支部対抗の野球大会が計画され、有志 5 支部（中央、文新、中杉、渋谷、向島）が参加（11月19日錦糸町野球グラウンドで熱戦が行われました。午前 8 時の球場集合時刻前には、各支部チームの球児、球爺は早くも勢揃いし、ユニホーム姿、シャツ姿色とりどりの出で立ちでグラウンドを走って、肩ならしのキャッチボール、トスバッティング、エースのピッチング練習と大いにハッスルしていました。午前 8 時 30 分柏木副会長の挨拶に続いて、江尻厚生部長の始球によって試合が開始されました。

中央チームのベンチにはスコアラー（柏木チーム）が控えておりましたので試合経過についてはスコアブックに譲るとして、我が中央支部はすでに月例会において報告されましたが、熱戦に熱戦を重ねて、堂々と第一戦、第二戦に勝ち進み決勝戦では強豪向島支部に逆転勝ちし、見事に優勝いたしました。勝利への道は厳しく 7 回戦とはいえ 1 日 3 試合の強行となり、全く一人一人の社労士根性と日常支部活動におけるお互いの「和」をもとにした協力熱意が強いチーム力となって、晴れのトロフィーを掌中におさめることになったと思います。

試合後引続いて懇親会が地元中華飯店で行われ、席上自己紹介に合わせて各自の戦績と感想が述べられました。戦績はいずれも敢闘賞ものであり、感想の中ではこの野球大会に参加したことによって、仲間の普段と違った面を見、リラックスした雰囲気にとけこんでいくうちに、一層の相互理解が深まったこと、そして支部と支部の組織間の理解ムードの高まり親近感がぐーんと深まったことを喜び合い、スポーツを通じて得た「強い人間関係の結び」を副賞に抱いてお互いの今日一日の労をねぎらい、次回の決戦を約し帰途につきました。

予定される次回には参加支部も相当にふえると聞いておりますので、当支部でも奮って参加し、更に更に健康と親睦を高め社労士業務の発展向上をはかってまいりましょう。

おわりに野球大会実施に当って各支部世話役担当の方々には、準備期間が短く日程の決定、球場探し等々について大変なご苦勞をされたことを深謝いたします。

野 球 観 戦 記

昭和 48 年 11 月 19 日（月曜）、快晴に恵まれた錦糸公園グラウンドにおいて、厚生部（本部）主催による第 1 回野球大会は、中央、渋谷、向島、新宿・文京、中野杉並の 5 チーム参加により、開会挨拶の後、ただちに A 面、B 面の 2 組に別れて午前 9 時 10 分試合が開始された。

A 面の第 1 試合、中央対渋谷は先攻の渋谷が早くも初回到 2 点を先取、その裏すぐ中央も負けと 4 長短打で 5 点を取り逆転、2 回にも中央は 4 点を加点、主導権を握って 3 回にも 1 点、6 回には 2 点を加点、渋谷の 3 回の 2 点加点も及ばず A 面第 1 試合は 12 対 4 の大差をもって中央の勝利、第 2 回戦へと駒を進めた。試合終了午前 10 時 35 分。

一方 B 面の向島対新宿・文京は 19 対 9 で向島の勝利で第 2 回戦へ。

A 面第 2 試合は第 1 試合を勝ち進んだ中央対中野杉並。試合開始午前 10 時 55 分。第 1 試合で大量得点勝ちして意気あがる中央は、先攻の中野杉並をよくおさえて 3 回まで無失点、4、5 回には各 1 点を許したものの、1 回には 2 点、2 回には 4 点、4 回には実に打者 2 巡の猛攻で 12 点を加点して 5 回コールドゲームで 18 対 2 のこれまた第 1 試合に続き大量得点差で、中央は第 3 試合決勝戦へと駒を進めた。

（試合終了 12 時 15 分）

さていよいよ決勝戦（A 面第 3 試合）試合開始 12 時 45 分、中央対向島。先攻の向島は A 面第 2 試合の間、休養充分。中央は休む間もなく連続 3 試合、しかも 30 分間の休憩時間で昼食をとるあわただしさ。はたして試合は手に汗を握る、決勝戦に相応の好試合。先攻の向島 1 回は無得点、その裏中央も無得点、向島は 2 回もランナーを出しながら無得点。どちらが先取点をあげるか息づまる攻防である。2 回の裏中央はチャンスをつかんだ。ホォボールのランナーを適時打で返えして 1 点を先取。しかし 3 回向島は 2 ホームランを含む 4 短長打で 4 点と逆転、その裏中央は必死に頑張り 2 点を加点して 1 点差とする。も向島はなお 4 回には 1 点を加えて 2 点差とする。中央よく頑張ってその裏 1 点を返えし、5 回以後は相手に得点を許さず 5 回には 2 点を取って逆転に成功、5 対 6 の僅少差をもって第 1 回目の優勝を飾る。

柏木事務所職員町口記